

第3回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和5年9月8日(金)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前8時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史		
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		
			竹内 求
	川上 幸恵		見山 収
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

9番 遠藤 功
千藤 誠

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号議案 非農地証明の申請について
- 第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第4号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前8時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 松本 良史 5番委員 長尾 保

事務局： おはようございます。定刻になりましたので第3回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めて行きたいと思います。日程2の農業委員会憲章の唱和でございますが、順番を決めさせていただいております。今回は大岩委員さんをお願いしたいと思います。コロナも第5類になったと言う事でもありますけれども、会議におきましては皆さんマスクもしておられますし、感染もある様ですので順番の方のご発生を頂きながら、他の委員さんにおかれましては黙読と言いますか、目で追っていただきます様にお願いできればと思いますのでよろしくお願いたします。

大 岩： それでは憲章唱和をいたします。(他委員黙読)

事務局： ありがとうございます。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 改めましたおはようございます。今日はあいにく天気は下り坂でありますけれども、町内の圃場、黄金色の稲穂がそよぐ様は収穫の秋を感じます。本日はお忙しいところ早朝からご出席を頂きましてありがとうございます。先般8月21日午後7時から本庁舎において、集落戦略及び地域計画の策定にかかる説明会が開催されました。町内の各集落の中山間の協定代表者の方、農政推進委員の方、大変多くの皆さんが出席をされておりました。我々農業委員会のメンバーもたくさん出席をされておまして、その中でも特に意見とか質問をされておられたメンバーの方もいらっしゃいました。説明内容は、私が感じたのは、集落戦略を活用した地域計画の誘導が一点、地域計画と補助事業の関連性がこうですよと言う事、農地に関するアンケート用紙の例示、具体的な作業スケジュールと言う事で、8月に我々農業委員会が受けた説明よりもまた一步踏み込んだ、具体的が成されたように感じております。ただこれから各集落で取り組みを進めるうえで、いろんな問題点や課題が出て来ると言う事が容易に想像できると思います。その中でも地域計画は決して現状追認型であってはなりません。私もよく言うんですけども、やはり町当局の担当部署の皆さんの強い指導力で、町内集落、地域において、認定農業者、担い手を育成をする、同時にグループ営農とか農作業の共同利用とか個別の受託経営農業者等々、多様な営農形態を早急に育成することが必要ではないかと、そうした中で10年後の江府町の農業の姿をどうするのか、10年後の農地利用の姿をどうするのかと言う、まさに将来的な未来図を、構想を策定すると言う事が一番肝心ではないかなという風に思います。我々農業委員会は目標地図の策定と言うのが主業務になっておりますけれども、我々16名がそれぞれ集落、地域の協議の方に参画を頂いて実のある構想に向けて、皆さん方の指導力を発揮頂けたらという風に願っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。そう言う過程の中でそれぞれ集落、地域で意見が出て、それをその都度町当局にお願いをするんだけど、農業委員会としてそう言う要望を取り纏めて町と一緒に建設的な話をしたらどうかと言う、そう言う要請があればそれは農業委員会としても組織的に建設的に動いたみたいと言う風に思っておりますので、その点も一つご留意を頂きたいと思います。先月の総会の場において、今年の農地パトロールには是非町長、議長に参画をして頂いたらどうかと言うご提案がありました。私としても江府町農政の指導者である皆さんに、町内の農地利用の実態をつぶさに見て頂

くと言うのは意義のある事だなど、今後の農業施策の上においても非常に意義のある事だと思えます。従って先般町長に直接面談をして「町長ひとつよろしくお願いします。」と申し上げましたら、町長の方から即座に快諾を頂きました。出かけますと言う事であり、その後西岡局長の方で町長との日程調整を頂きまして、10月18日に今年の農地パトロールを実施したいという風に考えております。具体的には後ほど西岡局長の方からご案内をさせて頂きましますので、よろしく対応をして頂きたいと思えます。以上報告をもし上げまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは日程に従いまして総会を進めさせていただきます。出席確認ですが、本日の出席委員数は委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することにご異議ありませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号3番、松本委員、議席番号5番、長尾代理をお願いします。なお会議書記は事務局を指名します。本日は報告事項がありませんので日程に従い議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 失礼します。議案第1号でございます。2ページをご覧ください。農地法3条について次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。申請番号19番、所有権移転を希望されておられます。所在地につきましては江府町大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△△番△、△△△△番、△△△△番△の3筆でございます。現況地目は〇でございます。農振につきましては農振区域外でございます。面積につきましてはそれぞれ△、△△㎡、△△㎡、△△㎡で合計面積は△△△、△△㎡でございます。譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△△番△ー△△△号にお住いの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は江府町大字〇〇△△△△番地にお住いの〇〇〇さん、〇〇〇の方でございます。以上よろしくお願いいたします。

議長： はい、説明が終わりました。本件については3条の所有権移転案件です。担当委員の本高委員さん、竹内推進委員さん、お二人に現地等確認を頂いておりますので、お二人の方から補足説明をお願いします。本高委員さん。

本高： 失礼いたします。8月5日に私と竹内推進委員さんと事務局で現地の確認をいたしました。3ページの図面にありますとおり〇〇〇〇〇〇の斜め右側でございます。この件については〇〇さんから〇〇さんに譲渡したいという風に承っております、今後自家用野菜をここで作りたいたいという気持ちがあったのでこの度申請が出て参りました。

議長： ありがとうございます。竹内推進委員よろしいですか。

竹 内： 現状は綺麗にしてありました。周りは草ぼうぼうだったんですが、きれいに草刈りがしてありました。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、非農地証明の申請につきまして事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第2号、非農地証明の申請でございます。4ページをご覧ください。非農地証明の申請について、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。申請番号18番、所在地は大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目は〇でございます。面積は△△㎡でございます。所有者の方は〇〇〇〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇〇さんでございます。備考欄に書いておりますが、現在は原野となっております、農地として使用していない、今後農地として利用しないと言う事で非農地証明の申請を提出されました。5ページに航空写真を載せております。ピンク色で示してある所が該当の農地でございます。以上でございます。

議 長： はい、本件についても、本高委員さん、竹内推進委員さんに現地確認をして頂いておりますのでお二人からコメントを頂きます。

本 高： はい、先ほどご審議を頂きました土地の後にこちらでも現地確認を行いました。明らかに農地ではございません。竹内推進委員さんと確認をしました。

議 長： 竹内推進委員さんよろしいですか。この土地そのものは平たんですか、それとも斜面ですか。

竹 内： はっきり言って側面かな、畑ではないですね。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

計画では、全体的な話ですけども〇〇〇〇〇〇をして行きたいと言う事を聞いておりました、〇〇〇〇〇の話はどうなのかと言うのがあるんですけども、〇〇だと言う事で聞いております。もし町内でそう言った使いたいと言う所があったら、値段も考えて出しても良いかな、みたいな話もしておられまして、その辺は詰まってない話なんですけども、〇〇と言うよりは〇方向にシフトしようかなと言う様な感じで思われている様です。

高 津： 要するに〇〇〇〇〇の〇〇の関係で〇〇不足で逆に言えばそういう需要が出てきたのでそっちの方にと言う事ですか。

伊 藤： そうですね、〇〇〇〇〇を作付けされている部分もありますし、傾斜の関係できつい所には〇〇〇〇〇を植えたりとか、そう言った風にしたいと言う事は言われておりました、出来るところは〇〇〇〇〇〇を植えて、黒ぼくが流れてもいけませんので、その辺は考えて作付けをしたいと言っておられました。

高 津： 集落には〇〇〇〇〇の原材料として使うと言う説明だったので、景気によって変わりますね。

長 尾： 試験的な部分があるのですか。

伊 藤： そうですね。

高 津： 〇〇でも同じ様な事をしていきます。そこが元です。そこだけでは足りないと言う事で〇〇〇〇で大々的にしたいと言う事で聞いています。

長 尾： 分かりました。

議 長： この業者は〇〇で実績があつて笠良に入られました。よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第4号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）につきまして提案説明をお願いします。

事務局： 10ページから議案第4号でございます。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）について、別添「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）について、意見決定にあたり審議を求めると言う事で掲載をさせて頂いております。本日この案件につきましては産業建設課からの提案でございます、こちらの方に産業建設課の伊藤主幹が参っております。伊藤主幹の方から説明をいたし

ますので、よろしく願いいたします。

議長： お願いします。

伊藤： 失礼します。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）について説明をさせていただきます。捲っていただきまして11ページから「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）の計画ですけれども、別で資料3、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の令和5年度見直し点を付けさせて頂いております。こちらに沿って話をさせて頂ければと思っております、これが令和2年度に大幅な見直しをしまして、令和7年度までの計画になっているんですが、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、江府町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しを行いますと言う事しております。これは全国的なものでして、町だけではなく県の方も法律改正に伴いまして改正をしているものです。先ほど言いました法律改正に伴う部分の改正を基本としておりまして、一部県からの指摘があって変更をする部分とか、文言の訂正と言いますか修正とか統一とか、そういった部分がありますけれども、基本は法律改正の伴うものの改正と言う物をメインとしています。基本構想は先ほども言いましたが、令和2年に大幅な見直しを行っております、その計画の改正のタイミングであります令和7年度に全体的な見直しを言いますか大幅な見直しは行いたいと思っております。見直しの内容につきましては下に書いておりまして、先ず①文言の修正、統一と言う事で、2年に作った計画は人・農地プランという風になっていたんですけれども、法律改正の関係で人・農地プランではなく地域計画になりますので、この中に書いてあります人・農地プランは全て地域計画の方に変更をさせていただいております。それとその下にあります鳥取農業経営相談所と言うのが令和3年度までであったんですけれども、名称が変更になりまして担い手育成機構から県の経営支援課の方に移ったと言うのもあるんですけれども、名前が変わりまして鳥取農業経営・就農支援センターと言うものに代わりましたので、こちらも名称を変更しております。後担い手育成機構となっている部分なんですけれども、こちらは正式名称に合わせてもらいまして、鳥取県農業農村担い手育成機構と言う事で変えさせていただいております。続きまして②ですけれども、議案の19ページになります。こちらの(3)関係機関との連携と言う所なんです、資料3に戻っていただきまして、変更前が担い手育成機構との連携としておりまして、担い手育成機構を就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する就農促進のためのサポート機関とし集落営農組織設立及び法人化、新規就農者・担い手農家育成、そうした担い手農家への技術・経営支援などについて連携を図る。また、農地集積についても担い手育成機構を含む再生協及びチーム会議を中心として、関係機関の連携強化を図る。という風になっていたのを、変更後が(3)関係機関との連携、就農相談から定着、経営発展までを総合的に支援する鳥取県農業経営・就農支援センターやアグリスタート研修等を実施する鳥取県農業農村担い手育成機構と連携し、新規就農者・担い手農家の技術・経営支援等による育成や集落営農組織設立及び法人化を図る。また、農地集積については、県の間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構を構成員に含む再生協及びチーム会議を中心として、関係機関の連携強化を図る。という風に変更をしております。内容的にはあまり変わらないんですが、先ほども言い

ましたが、令和4年度に組織の変更がありまして、担い手育成機構の中に鳥取農業経営相談所と言うのがあったんですけども、こちらが変更になって県の経営支援課の方に移りまして、鳥取県農業経営・就農支援センターと言うものになったために、この辺の書きぶりを変更して欲しいと県から指摘がありまして、それでこの様に修正をしたものです。続きまして資料3の裏面をご覧くださいと思います。③と言う事で、議案の25ページから26ページになります。こちらなんです、③農業を担い手の確保及び育成に関する事項と言う事で入ってきておりまして、これは令和2年に見直しをされた計画の中では入ってなかった事項でして、今回追加させてもらうものです。こちらなんです、農林水産省が例示として出していたものを参考に入れさせていただいてまして、農業を担う者の確保及び育成の考え方、町が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保、育成のための情報収集・相互提供について内容を追加しています。続きまして④と言う事で、議案の27ページになります。変更点が議案の方の第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、という風にあるんですけども、全体的な内容は変わらないんですけども、このタイトルが変更になりまして今言いましたものになっております。変更前は担い手関係の事で25ページから26ページにあったものが追加になったので、番号が変わっているんですけど、変更前が第3で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地に関する目標その農用地の利用関係改善に関する目標と言う事になっていたのを、変更後は第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項に変わります。こちら農林水産省が出した例にあるものに変更をして下さいと言う所を変更したものです。内容は特に変更しておりません。続きまして⑤、こちらは議案の28ページから29ページにあたる部分です。こちらが第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項と言う事でありまして、こちらに地域計画推進事業に関する事、今まで人・農地プランの関係が法律に上がってなかったんですけども、令和5年4月から法定化されましたので、その部分を追加すると言う事になっていまして、協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準、地域計画達成に資するための事業に関する事項について、地域計画の部分では追加させていただいております。議案の28ページの下の方に、地域計画推進事業と言う事で入れておりまして、(1)協議の場の設置方法と言う事で、協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、江府町の町報への掲載やホームページに利用に加えまして、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を江府町産業建設課に設置することとしております。次に(2)地域計画の区域の基準と言う事で、地域計画の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域や中山間直接支払制度の協定範囲等を参考にし、将来的に可能な限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に設定することを基本としつつ、農業上の利用が困難な地域については活性化計画を作成し、粗放的利用や保全等が行われる区域として設定する

という風にしております。地域計画の区域の基準につきましては、会長さんが言われましたけれども、8月21日に行われました地域計画を集落戦略の説明会の時にもちらっと言ったんですが、出来たら計画が一本で済むように、中山間直接支払制度の協定範囲とかで作られるのがお勧めですよ、みたいな話をしておりますので、そういった範囲を参考に、ただそこじゃないといけないと言う様な事はありませんので、大字とか集落単位で作ればいかなと思っておりますので、こちらその様にさせていただきます。(3)その他地域計画達成に資するための事業に関する事項と言う事で、江府町は、地域計画の策定にあたって、都道府県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。また、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取り組みを行い、農地の集積・集約化に努めるものとすると言う事しております。今言いました三つの国から示された例示を基に作成しております。最初に言い忘れましたが、この計画を作るにあたりまして見直しに係るチーム会議と言うのをやっております。今回は法律改正の関係の事が主となるものでして、書面による意見照会と言う事でさせてもらいまして、修正案を送って見て頂きまして、意見を頂いて修正しております。議案29ページの2、利用権設定等促進事業に関する事項と言う事でありまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができるという風にしておりまして、こちらを追加しておりまして、これが法律ができたことによって、先ほども利用権設定の関係で、今日菅野農林さんが掛かっておりますけれども、農用地利用等促進計画と言うもので、農地中間管理機構を間にはさんで利用権設定を行うものでして、今後は基本的にはこれで貸し借りを言うって行きましようという風にはなっているんですけども、ただ経過措置期間中と言う事で令和7年3月末までは、今までしていましたが相対での契約、農用地利用集積計画での利用権設定も認めますよと言う事をこちらに追加させていただいております。変更の箇所については以上でして、この後ろにまだ付いていて、46ページ以降に別紙3と言う事で付けたりはしているんですけども、こちらについては次回の見直しのタイミングで修正して行ければと思っております。以上で説明を終わります。

議長： はい、ありがとうございます。特に本件については変更点を中心に産業建設課の方から説明を頂きました。立場上農業委員長もこのメンバーに入っております。私自身事前に修正案を見させていただきました。これだけのボリュームがありますから、とっても読み切ると言う事ではないですけども、しかし中身が非常に良い内容になっておりまして、現在の江府町の農業の実態、農業者の実態、農地利用の実態を前段できちんと捉えていらっしゃるんです。それに向けて将来どの様な営農形態でどの様に取り運ぶか、同時に農作業の種目を落とし込んで非常に良い計画になっているのではないかなと思います。これだけの内容ですのでこれは農業委員会の審議事項になっておりますから、農業委員会の承認は必要でしょうけれども、町議会なんかのいわゆる町の組織としての承認行為と言うのは他にもある訳ですか。

伊 藤： いえ、町の臨時会にかけてと言う事はなくて、この後県の方に同意と言うものを出すんですけども、その後に良いですよと返事が返ってきたら町で公告をすると言う感じで終わりです。

議 長： これは法に基づくものだから農業委員会の承認行為は必要だと、それを以って県の方に提出はするけども、法に基づくものだからその該当市町村の議会容認も必要だと言う縛りは無いわけですか。

伊 藤： ないです。農業委員会だけではなくて農協の方からも承認を頂いております。農協の方にも意見を紹介させていただいております。

議 長： 皆さんの方からご意見、質問がありましたらお願いしたいと思います。これだけの説明ですからすぐには出てこないかもしれませんが、忌憚のないご意見を頂けたらと思います。

高 津： 結局まとめて改正点と言うのはざっくり言ってどういう風な事で改定になったのか、国は法律を変えたから変わったんだろうけど、中身はどういう風に、例えばより経営参入、農業参入がし易くなって。

伊 藤： 地域計画の関係が大きいんだと思うんです。法律に地域計画の事が今までなかったんですけども、4月から法定化されましたので、そこを県、市町村にも基本構想と言うものに入れましょうと言う所があって、内容的なものが大きく変わったと言う感じではないと思います。そこがメインだと思っています。

宇田川： 会長が言われる様に町も議会もみんなに知ってもらって承認してもらわないと、進めて行くうえで知らないでは困ると思います。最終的には町長が承認しないとできないことがあると思うので、そこら辺をもうちょっとはっきりしておかないと、具体的にいざする様になってから困る様になると思います。

伊 藤： 町長までは話はしてあるんですが、議会の方にはしておりません。

議 長： その他皆さんいかがですか。突然の審議の対象ですからなかなかご意見は出にくいと思いますが、内容としては適切ではないかなと思っています。皆さんの方もこれからいろんな意見がありましたら、この内容を修正するところは決議をしたらできませんけども、建設的なご意見がございましたら是非産業建設課の方に出して頂きたいと思います。それでは採決を取らせていただきます。議案第4号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。予定している議事は以上であります。それではその他について事務局長より一括して説明をお願いします。

事務局： 失礼します。その他でございます。次回の農業委員会の総会につきまして、令和5年10月12日、木曜日を予定させていただければと思います。農繁期の後半部分になりますけど、午前9時からこの同じ場所で開催をさせて頂ければと思います。続きまして農地相談会の事につきまして、次回9月18日木曜日を予定しておりまして、午後1時30分から午後3時30分まで、1階相談室で長尾代理さんと高津委員さんをお願い出来ないかと言う事でございます。次々回の農地相談会の予定としましては10月26日木曜日、午後1時30分から午後3時30分まで相談室1で船越委員さんと本高委員さんをお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長： この日程についてはこう言う事ですのでお願いをしたいと思います。その他は

事務局： はい、その他のその他について説明をさせていただきます。皆さんのお手元に別様で農業委員、推進委員の担当地区割表と言う事で、口頭では話をさせてもらいましたが一覧表に作成をさせていただきましたので、ご覧いただきまして対応を頂ければと思います。資料2につきましては、8月22日に県内の農業委員会長と事務局長会議がございまして示された一覧でございます。今回の改選がございまして7月20日の任期につきましては、県農業委員会会長協議会の会長さん副会長さんが変わられまして、倉吉市の山脇優会長さんが会長に、智頭町の前川義憲会長さんが副会長になりました。新任、再任につきましてはご覧いただきまして確認を頂ければと思います。以前と変わったところにおきましては、女性委員さんがいらっしゃらない所が全くなくなって、いずれの委員会におきましても農業委員さんなり最適化推進委員さんは必ず女性委員さんがいらっしゃると言う様な事で、ご覧いただいて確認いただければと思います。以上でございます。

議 長： はい、この資料の裏側に8月25日に鳥取県農業委員会女性協議会総会並びに第1回研修会が湯梨浜の水明荘で実施されております。先ほどありました様に女性委員がおられない市町村がなくなったと言う事で、若干ですけれども女性委員が増えております。この会に私の方の船越委員さんと川上推進委員さんお二人が出席いただきましたので、簡単に結構ですからどう言う内容であったか一言ずつお世話になれませんか。船越委員よろしいですか。

船 越： はい、湯梨浜町の水明荘の方で25日に県の農業委員会女性協議会の総会がありまして、女性委員さん46名中27名出席されて会議と研修会がありました。総会で女性協議会の役員決めがありまして、本年度も変わらず鳥取市の濱田会長さんが継続して会長さんをされます。北栄町の杉川さんと大山町の遠藤さんもそのまま副会長と言う事でしていただく様になっております。後は決算、事業計画についての審議がありまして、その後研修としまして東中西それぞれの活動報告がありました。西部は大山町の方中部は北栄町の杉川さん、東部は鳥取市農業委員会の山本さんと言う方が報告をされました。

女性会議で中四国会議と言うのが中四国圏内を持ち回りになっているんですけども、来年鳥取市で中四国ブロック研修と言うのが開催予定となっておりますので、濱田会長を中心に力を入れておられます。

議長： 川上推進委員お願いします。

川上： はい、先ほど船越委員さんの方からも話がありましたが、今回初めて参加をさせていただきました。参加をしてみると9期とか5期とか長い委員さんで活躍をされておられる先輩方もいらっしゃいましたし、私より10歳くらい若いかなと言うくらいの方がいらっしゃったんですけど、今年から委員になられたと言う事で、皆さん男性の農業委員さんの中に女性として入ってのいろんなご苦労の話も報告の中で聞かせていただきました。私もその中で女性である中江府町でどれだけの事が勉強できた、いろんな意見が言えるようになるのかなと言う様な不安も持ちながら、ですが他の皆さんも同じ様に不安の中での農業委員としての役目をやっておられると言うのを見て、やっていけないのかなと言う意識もありました。中でも女性ながらの地域に役立つための活躍をしておられるグループを立ち上げていろんなことをやっておられたり、相談の話もしたり、女性ながらにしてこれからは、女性としての出来る事が付いて来るのではないのかなと言う、何故かと言うと女性は長生きをするからだと言われて、先に配偶者の方が逝かれると困るのは女性だから、そう言う時に自分たちが相談に乗ってあげられる様な仕事ができるのではないのかな、と言う話を聞いた時に「そうだな、自分もそんな風な事ができたらいいな」という風に思って帰りました。いろんなことを勉強させてもらった女性の会でしたが、委員になって名簿を見させてもらって溝口から日南まで知っている委員さんがおられるので、これから情報を共有しながら農業委員の皆さんと一緒に、10年後農地を見据えた街づくりに出来る事をやってみたい、という風に思って帰りました。簡単ですが以上です。

議長： ありがとうございます。大変お世話になりました。良い話を聞かせていただきお二人には今後ともお願いをしたいと思います。西部地区の伯耆町と米子市は女性委員はいらっしゃいませんでした。今回の改選で伯耆町は1名、米子市は3名の女性の方の登用がされました。農業委員会は女性の感性を言うのが非常に大切だと、組織の活性化をしますので、本町においてもいろんなご意見なり提言をその都度頂きたいという風に思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は忙しいところ慎重にご審議頂きましてありがとうございました。以上を持ちまして本日の総会を閉じさせていただきます。

令和 年 月 日

署名委員 3 番委員

署名委員 5 番委員